



消費生活相談

消費生活に関する困りごとは
こちらへご相談ください

まずは
お電話
ください



毎週月曜日・午前9時～午後4時【祝日は除きます】

和水町役場2階・総務課

TEL0968-86-5720

商品に
関すること

契約に
関すること



借金問題

悪質商法に
関すること

問題解決のための助言やお手伝いをするワン

※平日であれば相談はいつでも受け付けております。

6月23日から29日は男女共同参画週間です！

職場、地域、家庭などで、性別による役割分担や「男だから、女だから」という考え方に違和感を感じたことはありませんか。

内閣府は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。今年のキャッチフレーズを「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」と決定し、「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、様々なスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できる」ことを目指しています。

この機会に、日常生活で感じた違和感について、少し立ち止まって考えてみてはいかがでしょうか。

男女共同参画社会とは、「男女が互いに尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」のことです。



問い合わせ先 本庁 総務課 ☎0968・86・5720

区長会要望

平成30年第1回区長会(4月26日(木)開催)で、住民が安心して暮らせるセーフティネットワークの構築について、要望書の提出がありました。要望書の概要は下記のとおりです。

要望書(概要)

【趣旨】

平成29年5月、代表区長会は町の行政区再編の提示を受けて、特に4つの視点(公役の実施、行事・祭りの継続、世話役体制の維持、自然災害への対応)で、行政区の実態調査を行い、区長と意見交換を行ってきました。

その結果、住民の高齢化が進むことによって多くの行政区で行っている活動が困難になること、更に住民の高齢化によって新たに生じる生活上の多くの課題に対応できなくなるという共通認識に立ち、10年後に備えた町民のセーフティネットの構築が和水町の各行政区にとって喫緊の課題であると考えてに至りました。

地域の行政窓口である区長全員が「和水町としての人口増加策」及び「若い世代の人口流出防止策」と併せ、「町民のセーフティネット」の構築が和水町創生の3大課題であるとの共通認識に立っています。和水町の新たな枠組みとしてのセーフティネットの構築についてご要望を申し上げます。

I. 超高齢化時代に備えたセーフティネットワークの構築について

1. 情報ネットワークの構築

在宅しながら、町や行政区の情報を入手したり、友人や知人との会話を楽しんだり、買い物や通院、住環境の維持などのサポートを受けられるようにするための仕組みで、インターネットによる診療や保健師による健康管理など、最低限の生活を保障する仕組みを意味します。

【具体的なイメージ】光回線を利用してテレビやパソコン、タブレットの画面で、「町のお知らせ」や、「区のお知らせ」を見ることのできる機能や、地域や行政区内で送迎や買い出しなどの支援・地域内の交流ができるような機能、音声入力やテレビ電話等の双方向システム機能が使えるシステムの構築。

2. 支えあえる新行政区への再編

現在の行政区は10戸を割り込む区から150戸を超える区もあり、年齢構成も様々です。今後、多くの区において、日々の暮らしにおいて支えを必要とする人々が急増するのは明らかです。今後10年間から20年間は区として維持できる規模に再編する必要があります。

和水町の行政区は小学校(旧)を単位とした校区の繋がりががありますので、具体的な進め方としては、校区内の区が話し合って決める方法が高い納得性を得られるものと思われます。

3. 新行政区内の互助活動に対する財源の支援

新行政区が自ら互助機能を果たしつつ活力ある自立性の高い行政区として存立することを促進する意味においても、財源の支援は大きな意義があると考えます。

II. 要望書に対する町の見解提示時期について

平成30年度第2回区長会で見解を明示されることを要望します。

III. 新たな枠組みの実施時期について

2020年4月実施を目指して取り組まれることを要望します。

IV. 具体化する委員会について

構成メンバーは代表区長と町との協議で決められることを要望します。

